

沿岸広域振興局長告示第85号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成30年10月26日

沿岸広域振興局長 石川 義晃

- 1 (1) 名称 大船渡市蛸ノ浦特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市市内の市道蛸ノ浦合足線と市道鳥沢3号線との交点を起点とし、起点から市道蛸ノ浦合足線を南東に進み市道千丸線との交点に至り、同点から同市道を南に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を西に進み市道鳥沢3号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 盛川・大船渡湾特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市市内の国道45号と市道権現堂久名畑線との交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み主要地方道大船渡綾里三陸線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み市道野々田川口線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み川口橋と大船渡湾海岸線との交点に至り、同点から大船渡湾海岸線に沿って弁天岬、大船渡湾口防波堤を迂回して進み川口橋と市道盛川右岸線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み一般県道丸森権現堂線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み国道107号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道権現堂久名畑線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 三陸町北里特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市三陸町市内の民有林284林班の区域
- (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 大窪山特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市市内の大窪山林道と民有林334林班1小班の林班界との交点を起点とし、起点から大窪山林道を東に進み民有林331林班1小班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を南に進み民有林332林班1小班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を西に進み民有林333林班1小班との林班界との交点に至り、同点から同林班界を西に進み民有林334林班1小班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5 (1) 名称 鷹生ダム特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市市内の一般県道唐丹日頃市線と鷹生ダム堤体右岸との交点を起点とし、起点から一般県道唐丹日頃市線を北東に進み市道上甲子葡萄沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み鷹生ダム堤体左岸との交点に至り、同点から鷹生ダム堤体を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 6 (1) 名称 陸前高田市矢作特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 陸前高田市矢作町市内の電話ケーブル高田矢作線のケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 陸前高田市嶋部・気仙川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 陸前高田市地内の国道343号と市道気仙川右岸線との交点を起点とし、起点から国道343号を北東に進み市道大畑1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道見世前線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道気仙川左岸1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道今泉高田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道神崎右岸線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道今泉下矢作線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道嶋部線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道今泉下矢作線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道気仙川右岸線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 住田町世田米駅特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 気仙郡住田町地内の国道340号と町道火石大崎線との交点を起点とし、起点から国道340号を南に進み町道火石川向線との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに北に進み町道役場前線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道清水沢上和野線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道世田米駅前線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道清水沢只越線との交点に至り、同点から同町道を北に進み国道107号と町道大崎線の接点から民家の切れ間に沿い町道清水沢只越線に交わる線との交点に至り、同点から同線を南東に進みさらに南に進み町道大崎線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道世田米駅前線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道火石大崎線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 住田町上有住土倉特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 気仙郡住田町地内の一般県道釜石住田線と白蓮洞出口付近の山頂から一般県道釜石住田線に向かう線との交点を起点とし、起点から一般県道釜石住田線を北東に進み町道滝観洞線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み白蓮洞出口付近の山頂に向かう線との交点に至り、同点から同線を南東に進み白蓮洞出口付近の山頂から一般県道釜石住田線に向かう線との交点に至り、同点から同線を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

10(1) 名称 釜石市日向特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 釜石市地内の市道上小川線と日向ダム堤体右岸との交点を起点とし、起点から日向ダム堤体を南西に進み日向ダム堤体左岸との交点に至り、同点から日向ダム堤体を西に進み小川川右岸との交点に至り、同点から日向ダム堤体に沿って北東に進みさらに北西に進み中川目川との交点に至り、同点から日向ダム堤体に沿って北東に進み北川目川との交点に至り、同点から日向ダム堤体に沿って南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

11(1) 名称 橋野鉄鉱山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 釜石市地内の市道栗橋27号線と国有林368林班との交点を起点とし、起点から同市道を北に進み市有地橋野町第2地割12番3号と民有地橋野町第2地割12番2号との交点に至り、同点から市有地橋野町第2地割12番3号と民有地橋野町第2地割12番2号の境界を南東に進みさらに東に進み民有地橋野町第2地割12番1号との交点に至り、同点から市有地橋野町第2地割12番3号と民有地橋野町第2地割12番1号の境界を南西に進み二又川左岸との交点に至り、同点から同左岸を上流に進み市有地橋野町第2地割12番3号の東端に至り、同点から市有地橋野町第2地割16番の北端を結ぶ直線を南東に進み市有地橋野町第2地割16番の北端に至り、同点から市有地橋野町第2地割16番と国有林348林班の境界を南に進み国有林三陸中部森林管理署357林班い小班との交点に至り、同点から市有地橋野町第2地割16番及び15番と国有林三陸中部森林管理署357林班い小班

の境界を南に進みさらに北西に進みさらに南に進み国有林三陸中部森林管理署368林班との交点に至り、同点から市有地橋野町第2地割15番と国有林三陸中部森林管理署368林班との境界を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

12(1) 名称 山田町田名部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡山田町地内の電話ケーブル浪板宮古線297号柱から258号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

13(1) 名称 岩泉町浅内特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の電話ケーブル二升石大川線25号柱から115号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

14(1) 名称 田野畑村尾肝要特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 下閉伊郡田野畑村地内の電話ケーブル沼袋線8号柱から54号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器